

## 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例強調月間について

### 1 趣旨・目的

安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができる社会の実現を目指し、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」の基本理念を広く市民に普及させるとともに地域社会が一体となって子どもや子育て家庭を支援していく気運の醸成を図るため、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例強調月間」を定めるものとする。

### 2 期間

令和元年9月26日に本条例が制定されたことを記念し、10月1日から10月31日までを「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例強調月間」とする。

また、国が毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めていることに併せて、引き続き11月においても重点的に普及・啓発に取り組むものとする。

### 3 強調月間における事業内容

「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例強調月間」の目的を達成するため、期間内において、集中的に周知啓発事業等を実施する。

### 4 令和2年度の主な取組

(※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業を中止)

- (1) 子どもや子育てをテーマとした講演会の実施(中止)
- (2) 西脇子ども会議開催(中止)
- (3) 子ども向け相談窓口周知用クリアファイル〈子どもたちによる作成〉
- (4) 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例に関するシティープロモーションの作成
- (5) 各種イベント等でのポスター・チラシ等広報媒体の配布